

対象団体・大会について

項目	対象団体・大会
一次調整	(1) 市が主催する事業(全市的な大規模な事業に限る) (2) (公財)福岡市スポーツ協会加盟団体及びそれに準ずる団体(※1)が主催・共催・主管する全国大会規模以上の大会 (3) 市と覚書等の締結を行っている団体の大会
二次調整	(1) 市・県が主催・共催する事業 (2) (公財)福岡市スポーツ協会及び福岡市スポーツ協会加盟団体が主催・共催・主管する大会 (3) (公財)福岡市スポーツ協会加盟団体に準ずる団体(※1)が主催する大会 (4) その他特に市長が必要と認めるもの
三次調整	(1) 一次調整及び二次調整に該当しなかった大会

※1 それに準ずる団体

- (1) 日本・県スポーツ協会加盟団体
- (2) 日本パラスポーツ協会、県・市障がい者スポーツ協会加盟団体
- (3) 日本・県・市レクリエーション協会加盟団体